

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(6月22日時点) 事業者向け

	対象	対応策	内容	お問い合わせ
給付	西原町に主たる事業所があり、売上が減少し、国や県から融資などを受けている事業者	西原町中小企業等緊急支援金(申請期限:令和2年8月31日)	詳しくは町HPをご確認ください	町 産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540
	資金繰りの糧がほしい(ひと月の売上が前年同月比50%以上減少)	持続化給付金	法人上限 200万円 個人上限 100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
融資	資金繰りのため融資を受けたい	新型コロナ感染症特別貸付	当初3年間実質無利子	沖縄振興開発金融公庫 ☎098-941-1785
		新型コロナ感染症対応資金	当初3年間実質無利子	各金融機関
猶予・減免	今は納税が厳しい	納税猶予	地方税納税の一年猶予	町 税務課 徴収・収納係 ☎098-945-4729
	今は社会保険料などの支払いが厳しい	納付猶予	厚生年金保険料などの納付の猶予	浦添年金事務所 ☎098-877-0343
	今は水道料金・下水道使用料の支払いが厳しい	支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予	町 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934
	町と給水契約を結んでいる全事業者及び下水道使用者	水道料金・下水道使用料の減免 ※申請不要	水道基本料金を5月～7月検針分の3か月間半額に減免 下水道基本使用料の6月～8月分検針分の3か月間半額に減免	町 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934
	新型コロナウイルス感染症の感染防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者など ※減免の対象者 ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員が1,000人以下の個人	償却資産と事業用家屋に係る令和3年度固定資産税の減免	●令和2年2月から10月までの任意3か月の売上高が前年同期と比べて30%以上50%未満減少している場合(2分の1) ●50%以上減少している場合(全額)	町 税務課 資産税係 ☎098-945-4729 ※減免を受けるには、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関(税理士・公認会計士・弁護士など)の認定を受けて減免申請を行う必要があります。
助成金	雇用の維持のために従業員に休業手当を支払った事業者	雇用調整助成金	休業手当などの一部助成	雇用調整助成金等助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	特別休暇(有給)を使った労働者に賃金を払った事業者	小学校休業等対応助成金	特別休暇を取得させた事業主に助成	
補助金	新製品・サービス開発のための設備投資など	ものづくり補助金	上限1,000万円 補助率2/3	ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053
	ネット販売など非対面型サービスに転換を図る小規模事業者など	持続化補助金	上限100万円 (補助率2/3)	全国商工会連合会 ☎03-6670-3960
	在宅勤務導入のために業務効率化ツールを導入した中小企業など	IT導入補助金	補助額30～450万円 (補助率2/3)	サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424

町民向け 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(6月22日時点)

	対象	対応策	内容	お問い合わせ
給付	すべての方 ※令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人	特別定額給付金	1人当たり10万円 ※郵送・オンライン申請が必要です ※申請期限:8月19日	町 企画財政課 特別定額給付金担当 ☎098-911-9174
	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人当たり1万円 ※児童手当(本則給付)を受給する世帯	町 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311
	休業などにより、減収で住宅を失った・失うおそれがある方	住宅確保給付金	3か月分の家賃相当額(休職中なら最大9か月分)	沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター(南部) ☎098-851-7105
貸付	国保・後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)で新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり当該感染症が疑われた場合に、仕事ができなかった期間において給与が受けられなかった方	国民健康保険傷病手当金・後期高齢者医療傷病手当金	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数(支給対象となる日数)	町 福祉保険課 国保係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
	新型コロナウイルスの影響による失業や休業で収入が減り生活資金でお悩みの方(生活福祉資金貸付制度)	主に休業された方緊急小口資金 主に失業された方総合支援資金	最大20万円以内 単身世帯15万円以内/月(2人以上)20万円以内/月	町 社会福祉協議会 ☎098-945-3651 ※電話にてご予約ください
猶予・減免・免除	今は納税が厳しい方	猶予・減免・免除	●地方税の納税猶予(住民税・固定資産税など) ●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免、免除、納付猶予など	町 税務課 徴収・収納係 ☎098-945-4729 町 福祉保険課 賦課徴収係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
	今は水道料金・下水道使用料の支払いが厳しい方	支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予	町 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934
	町と給水契約を結んでいる全世帯及び下水道使用者	水道料金・下水道使用料減免 ※申請不要	水道基本料金を5月～7月検針分の3か月間半額に減免 下水道基本使用料の6月～8月分検針分の3か月間半額に減免	町 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934
	国民年金保険料の納付が厳しい方	免除・納付猶予	国民年金保険料の免除・納付猶予	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 町 町民課 年金係 ☎098-945-5012
	学費など支援が必要な学生の方	授業料・入学金の免除/減額 給付型・貸与型奨学金など		日本学生支援機構相談センター ☎0570-666-301
県営住宅の入居者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響による失業等により、世帯収入月額が著しく減少した世帯(収入基準額以下の世帯となった場合)	家賃等減免制度	申請受理後、翌月から適用。減免期間は年度末(3月)まで	沖縄県土木建築部 住宅課管理班 ☎098-866-2418	

助成金や給付金などの支援情報は日々更新・追加されます。
詳しくは町ホームページをご確認ください。

